

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柿木町蒲生線
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
<p>草加市柿木町字梅一三〇四番二地先から 越谷市川柳町四丁目一七六番一地先まで</p>	<p>草加市柿木町字松七四四番五地先から 越谷市川柳町四丁目一七六番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>二四・九九ゝ 三五・九八</p>	<p>一〇・四〇ゝ 一六・〇一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>九五〇・〇〇</p>	<p>一四六二・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>